

調査研究会運営規程

(設置)

第1条 公益社団法人低温工学・超電導学会（以下、「この法人」と呼ぶ）定款第6条及び実施細則第3条に基づいて、企画委員会のもとに若干の調査研究会を置くことができる。

(目的)

第2条 調査研究会は、低温工学と超電導工学を応用する科学技術に関する諸課題について、当該技術の発展に貢献することを目的とする。

(構成)

第3条 調査研究会は主査、若干名の幹事、及び、主査が参加を認める会員から構成される。主査、幹事はこの法人の会員（以下、「学会員」と呼ぶ）であるものとする。会員はその限りでない。

2. 幹事は主査を補佐し、調査研究会の運営にかかる事務を取り扱う。

(提案)

第4条 調査研究会の設立を希望する学会員は、企画委員会委員長が指定する期限迄に、提案書（名称、調査目的、主査名、幹事名、活動期間、調査内容、研究会開催予定数、想定される会員、研究会に要する経費等(年度毎)を含むものとする）を企画委員会委員長宛に提出する。

2. 企画委員会委員長は、上記の提案を審査し、調査研究会の設立の可否を決定する。また設立を認めた研究会について理事会に報告する。

3. 企画委員会委員長は、決定した調査研究会の名称、調査目的等を学会誌および学会ホームページに広告し、参加を希望する会員を募集する。

4. 設立を認定された調査研究会の主査は、活動開始時、および、会員に異動があったときはその都度、会員名簿を企画委員長に届け出る。

5. 調査研究会の活動期間は3年以内とする。

(運営)

第5条 調査研究会に関する会合、講演会、見学会等（以下、「諸活動」と呼ぶ）の開催は、主査が企画する。

2. 主査は諸活動の開催について、事前に会員に通知するものとする。主査が適当と認めた場合、会員以外にも参加を募ることができる。

3. 諸活動にかかる費用のうち、会議費（ただし茶菓料を含まない）、講師謝金、その他企画委員会委員長が適当と認める経費について、その全部または一部をこの法人が支弁する。

4. 企画委員会委員長は、調査研究会の設立決定時に、当該年度における支出の上限額を主査に通知するものとする。

5. 調査研究会の会計については、主査及び幹事が責任をもって行い、企画委員会委員長、この法人の事務局及び会計担当理事に必要な書類を提出する。

(報告)

第6条 調査研究会は、各年度末又は終了時に、企画委員会委員長宛に活動及び会計報告を行うとともに、学会誌に当該年度の活動内容を掲載する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、企画委員会の決議を経て行い、理事会に報告する。

付則

この規程は、昭和63年4月1日に制定・施行する。

この規程は、平成23年9月6日より改正施行する。

この規程は、平成29年7月20日より改正施行する。